

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	廃棄物処理系廃スラッジ類排出タンクスプレー水入口弁空気駆動部点検において、駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
2	5号機	高圧注水系タービン入口蒸気管ドレントラップ分解点検において、ボルト（1本）に損傷が認められたため、当該ボルトを交換	D	
3	5号機	タービン補機冷却系循環水ポンプ駆動用電動機潤滑油冷却用入口弁等（12台）点検において、配管及びボルト等に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	5号機	蒸気式空気抽出器入口蒸気圧力調整弁駆動部点検において、弁棒カバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
5	5号機	主タービン複合中間弁（3）制御配線点検において、スイッチボックスカバーに一部破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
6	5号機	主タービン蒸気加減弁等（7台）制御配線点検において、フレキシブル電線管に摩耗痕（4台）及び端子台蓋開閉ハンドル破損（1箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
7	5号機	足場設置作業準備中の作業員が本設消火器（タービン建屋1階給水加熱器室中央柱設置）に接触し、消火器を落下・内容物を飛散させたため、当該エリアを清掃及び対応検討	C	
8	5号機	第2給水加熱器（A）胴側レベル検出器（3台）点検において、当該検出器元弁（6台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	起動用変圧器（B）油装置点検において、油フィルタ内部ろ枠（最下段）に亀裂が認められたため、当該部品を交換	D	
10	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）出口サンプル恒温装置電源用内部冷却ファンに異音の発生が認められたため、当該ファンを交換	D	
11	5号機	原子炉建屋4階原子炉再循環系電動機・発電機セットエリア換気空調系局所空調機（11）電動機点検において、シャフトに摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
12	5号機	原子炉建屋4階原子炉再循環系電動機・発電機セットエリア換気空調系局所空調機（12）電動機点検において、シャフト及びブラケットハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
13	5号機	主復水器（C-1・2）冷却管渦流探傷検査及び目視検査において、冷却管（46本）に判定値超えが認められたため、閉止栓を施工	D	
14	5号機	タービン建屋換気空調系排気ファン起動時、「廃棄物処理建屋主送風機風量低」警報が発生し、復帰しない事象が認められたため、風量検出器を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器缶水サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
16	5号機	取水設備電源室換気空調機（11）内部に異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	所内ボイラ給水タンク出口弁にシートパス（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	6号機	水素・酸素注入設備排ガス酸素分析計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
19	6号機	原子炉再循環系ポンプ出口導電率記録計に指示不良（スティック）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
20	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備濃縮器蒸発缶（A）洗浄水元弁駆動部計装品点検において、弁駆動空気用電磁弁に異音の発生が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
21	その他	構内保管品管理台帳記載の不用品置場金属類の重量集計値に誤記が認められたため、当該集計値を修正及び対応検討	D	
22	その他	固型化設備洗浄水受タンク攪拌機駆動モータに異音の発生が認められたため、当該攪拌機モータを点検・修理	D	
23	その他	ドラム缶搬出検査設備放射能測定装置（No. 2）用パソコンに動作不良が認められたため、当該パソコンを点検・修理	A	2月28日再審議にてグレード変更 D → C 3月13日再審議にてグレード変更 C → A 3月19日公表済

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで